

新潟市告示第 2 1 3 号

道路区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように決定した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	敷 地 の	
			幅員 (m)	延長 (m)
市道	曾和イター-信濃町線 1 号	新潟市西区曾和字沢田 344 番 3 地先から 新潟市中央区関屋字一番砂除割 55 番 2 地先まで	15.3 ~ 36.5	9,188.9
市道	曾和イター-信濃町線 2 号	新潟市中央区関屋字一番砂除割 55 番 2 地先から 新潟市中央区有明大橋町 17 番 1 地先まで	15.7 ~ 34.5	418.8
市道	白根 2 - 7 0 2 号線	新潟市南区白根古川字田尾 70 番 1 地先から 新潟市南区白根古川字田尾 59 番 2 地先まで	6.0 ~ 15.0	168.1